

令和4年度和歌山県国民健康保険団体連合会事業計画

1 最近の情勢

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応
 - ・ 厚生労働省から国保中央会及び国保連合会に対して、新型コロナワクチン接種費用の請求支払事務の協力依頼があり、本会においても令和3年4月から住所地外接種分の請求支払を担うとともに、同年6月からの職域接種開始に伴う業務範囲の拡大にも円滑に対応するなど、市町村等の事務負担の軽減に努めました。
 - ・ 依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、新たな変異株の出現もあり、国においては急遽3回目の追加接種を前倒しで実施することとなりましたが、本会では、追加接種に伴う予診票様式への時間外・休日加算の項目追加等に対応するため、システム改修を実施し、現在まで適正に処理を行っています。

- 保健事業の推進
 - ・ 国においては、近年、社会保障費の増加や生産年齢人口の減少といった課題に対応するため、健康寿命の延伸が重視されており、このための予防・健康づくり対策の強化が政府全体で進められています。
 - ・ このような中で、令和2年4月から開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」（以下「一体的実施」という。）は、令和6年度までに全ての市町村において実施することとなっており、国保連合会は事業の実施主体である後期高齢者医療広域連合と連携し、「高齢者セミナー」の開催など、市町村の円滑な事業実施に向けた支援を展開しています。また、一体的実施の推進にあたっては、国保データベース（KDB）システムを使って地域の健康課題の把握・分析や対象者の抽出、事業評価等を行うことが必須要件となっているため、国保連合会では、同システムの円滑な活用に向けた保険者支援にも積極的に取り組んでいます。
 - ・ 一方で、令和3年10月に開催された日本健康会議において、令和7年度までの第2期の活動目標となる「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」が採択されました。これを受け、医療保険者では保険者協議会の体制強化やデジタル技術の活用等による被保険者の予防・健康づくりに取り組むこととなりますが、保険者協議会との結びつきが強く、

また、データヘルスの推進にも関わる国保連合会に対しても、積極的な支援が求められています。

○ 審査支払業務改革に関する取り組み

- ・ 審査支払業務改革については、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき厚生労働省に設置された検討会の議論を踏まえ、令和3年3月31日に厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国保中央会の三者連名で公表した「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って、審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた改革を実行していくこととされています。
- ・ これを受け、現在国保中央会及び国保連合会では、審査結果の不合理な差異の解消に向けた取組として、審査基準及びコンピュータチェックの全国統一化を進めています。
- ・ また「審査支払システムの整合的かつ効率的な在り方の実現」に向けては、令和6年度の国保総合システム更改の際、システム全体をクラウド化するとともに、「整合性の実現」として支払基金新システムの「受付領域」を共同利用する仕組みを導入すること、さらに「効率性の実現」として厚生労働省主導の下、デジタル庁、支払基金及び国保中央会による共同開発体制を構築し、令和8年度の「審査支払領域」の共同利用を目指すこととしています。

○ 介護保険におけるケアプランデータ連携システムの構築

- ・ これまで国においては、介護現場の負担軽減を図るため、行政に提出する文書のICT化等を推進してきたところですが、居宅介護支援事業所と個別の介護事業所間でやり取りしているケアプラン及び報告文書等は、現在も紙やFAXでやり取りされている状況にあります。
- ・ こうした中、「規制改革実施計画」の閣議決定等に基づき事業所間におけるケアプランの電子化を図るため、国からの依頼により「ケアプランデータ連携システム」の構築・運用を国保中央会が担うこととなり、令和5年4月の本稼働に向けて現在開発が進められているところです。
- ・ 稼働後、国保連合会において事業所からの利用届出の確認やID・パスワード・電子証明書の発行業務等を新たに担うこととなりますが、電子化されることで返戻・過誤調整の減少による審査支払事務の円滑化が図られるとともに、将来的には国保中央会と連携して介護分野におけるデータヘルス事業の推進に向けた取組を強化することとしています。

○ オンライン資格確認等システムの活用

- ・ オンライン資格確認等システムは、令和3年10月に本格運用を開始し、医療機関・薬局における資格確認のほか、審査支払機関ではレセプト振替分割事務が可能となりました。また、被保険者本人が自らの特定健診結果や薬剤情報等を閲覧したり、本人同意の下、医療機関や薬局で薬剤情報等を照会することも可能となり、さらに11月からは、マイナポータルでの医療費通知情報の閲覧も開始されました。
- ・ 今後国においては、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用したさまざまな取り組みを検討しており、令和4年度には、医療機関・薬局で確認できる対象情報を、手術や移植、透析等にまで拡大すること、また複数の医療機関・薬局間で処方情報を共有して重複投薬の削減などに繋げる電子処方箋の仕組み（電子処方箋管理サービス）を構築するとともに、薬剤の適正使用のためのガイドライン策定に向けたモデル事業を実施することとしています。

2 基本方針

最近の情勢を踏まえ、国保連合会に求められている役割を認識し、令和4年度においては特に以下の基本方針に基づき、事業運営に努めてまいります。

(1) 保険者支援事業等

○ 保険者の国保事業への支援

保険者の円滑な事業運営に寄与するため、各種協議会の運営、広報事業の推進、保険者における各種事業の諸問題の検討、国保制度の改善強化等に取り組みます。

○ 保険者の保健事業（データヘルス）への支援

・ 国保データベース（KDB）システムの活用促進等

KDBシステムの一層の活用促進を図るため、システムを用いた地域の健康課題の把握や保健指導対象者の抽出、事業の評価方法等をテーマに実機を用いた研修会を開催します。

- ・ 医療費等データ分析事業の強化
 K D B システム等を活用して、保険者ニーズに沿った医療・健診データの分析資料の作成に取り組むとともに、保険者協議会等を通じて被用者保険のデータと比較・分析するなど、地域の健康課題や国保の特性に応じた医療費適正化を一層支援します。また、医療・健診データの分析・評価に精通する本会職員の育成・スキルアップにも、併せて取り組みます。
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進
 保険者が実施する保健事業が、データ分析に基づく計画・実施・評価（P D C A サイクル）に沿って効果的に展開できるよう、学識経験者等で構成する保健事業支援・評価委員会を開催します。
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組
 市町村における早期の事業開始と効果的な事業推進を支援するため、和歌山県及び和歌山県後期高齢者医療広域連合との連携の下、高齢者の保健事業セミナーを開催します。

（２）国保診療報酬等に関する事業

- 診療報酬等審査支払業務の実施
 医療機関等からの診療報酬等の請求に対して、適正かつ公平な審査と迅速な支払を行います。
- 診療報酬改定への対応
 令和４年度診療報酬改定においては、各関係機関との連携を図り、適正に対応します。
- 審査業務充実・高度化への適切な対応
 - ・ 審査事務共助に関する取組
 審査支援システム及びD P C 点検システム等の有効活用や審査関係情報データベースを活用した審査委員、職員間の情報共有、更には審査委員を講師として実施する研修等による職員の審査知識向上に積極的に取り組み、専門的かつ効果的な審査事務共助を行います。
 - ・ 審査支払業務改革への対応
 「審査支払機能に関する改革工程表」及び「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、審査委員会の理解

と協力の下、審査基準の統一化等を推進するとともに、引き続き国保中央会や全国の国保連合会と連携し、国保総合システムの次期刷新時における支払基金新システムとの整合的かつ効率的な機能の実現に取り組みます。

○ 保険者事務共同処理の実施

保険者における事務の効率化や負担の軽減を図るため、保険者に共通する事務について一元的に処理を行います。また、保険者と国保連合会を結ぶ保険者ネットワークの機器更改については、保険者業務に支障を来さないよう調整を密にし、迅速かつ確実に実施します。

○ レセプト点検研修の実施

本会のレセプト点検システムを使用した点検内容や点検の効果率、効果額等について説明することにより、保険者と情報共有を図るとともに、コンピュータチェックを充実することで保険者における医療費適正化の推進を支援します。併せて、点検マニュアルを配付します。

○ 療養費適正化の支援

柔道整復施術療養費について、保険者努力支援制度の評価指標の一つにもなっている多部位等の患者調査や適正受診の指導に係る資料として、「柔整算定状況一覧」及び「柔道整復施術療養費審査委員会結果」を引き続き作成・配付します。また、これら資料の保険者での有効活用に資するため、レセプト点検研修会の場を活用して内容等の説明を行います。

○ オンライン資格確認等に係る対応

オンライン資格確認等システムの安定運用を図るため、レセプト情報など必要な情報の連携を行います。

(3) 後期高齢者医療診療報酬等に関する事業

○ 診療報酬等審査支払業務の実施（国保と同様）

○ 診療報酬改定への対応（国保と同様）

○ 審査業務充実・高度化への適切な対応（国保と同様）

○ 代行業務の実施

和歌山県後期高齢者医療広域連合から受託する各種代行業務について、迅速かつ正確な処理を行います。

○ オンライン資格確認等に係る対応（国保と同様）

(4) 特定健康診査等事業

健診機関からの特定健診・保健指導及び健康診査に係る費用の請求に対して適正な支払に努めるとともに、保険者事務の効率化や負担の軽減を図るため、データ管理や共通する事務について一元的に処理を行います。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

自動車事故をはじめ自転車事故、犬咬傷、食中毒、施設内事故等、第三者の不法行為により生じた保険給付について、保険者が立て替えた医療費や介護給付費等を加害者に対して損害賠償請求し、医療費等の適正化を図ります。

更なる取組強化に向けては、求償版3%推進運動を設定し、①未着手の求償案件を1%以上減らすこと、②職員のスキルアップを図りつつ過失交渉により1%以上の効果を上げること、③第三者行為を減らすために手数料収入額の1%以上を広報などの事業にあてることを目標に掲げ、保険者と連携を図りながら未処理案件把握のためのシステム改修や交通事故防止のための広報事業などの取り組みを推進します。

(6) 介護保険事業

○ 介護給付費等の審査支払及び共同処理業務の実施

サービス事業所等からの介護給付費等の請求に対して適正かつ公平な審査と迅速な支払に努めるとともに、保険者事務の効率化や負担の軽減を図るため、共通する事務について一元的に処理を行います。

○ 介護給付適正化事業の推進

保険者が実施する介護給付適正化事業については、和歌山県が策定した「わかやま長寿プラン2021」においても、介護給付適正化システムの活用促進が明記されていることから、システムの操作方法や適正化関連帳票の内容などをテーマに実機を用いた研修会を開催するとともに、引き続き保険者と一体となり、医療情報と介護給付費明細書の突合点検や介護給付費縦覧点検処理に取り組みます。

○ ケアプランデータ連携システムの運用開始に向けた対応

令和5年4月の本稼働に向け、システムの開発元である国保中央会との連携を密にし、運用試験など必要な対応を行います。

(7) 障害者総合支援事業

- 障害介護給付費等の審査支払及び共同処理業務の実施（介護と同様）

(8) その他事業運営

- 保険者支援のためのシステム（基幹系システム）の安定運用等

以下の基幹系システムについて、開発元である国保中央会と連携を図り、制度改正や診療報酬改定に伴う対応を行うなど、引き続き安定運用に努めます。

（対象システム）

国保総合システム、オンライン請求システム、国保情報集約システム、後期高齢者医療請求支払システム、特定健診・保健指導データ管理システム、国保データベース（KDB）システム、介護保険審査支払等システム、障害者総合支援給付審査支払等システム

- 経費削減と健全な財政運営の推進

「審査機能に関する改革工程表」の実現に向けた国保総合システムの開発・改修等に伴い、令和4年度以降においても多額のかかり増し費用が発生することが予想されます。さらに、国保被保険者数の減少により、業務に必要な負担金・手数料収入の確保が年々困難を増す中で、引き続き経費の削減等に取り組むとともに、中期的な収支を見通した上で、計画的かつ適正な財政運営を推進します。

3 事業内容

(1) 保険者支援事業等

事業項目	事業内容
ア 会務運営等に関すること	(ア) 総会の開催 2回 (7月・2月) (イ) 理事会の開催 (随時) (ウ) 監事会の開催 (7月) (エ) 理事長・副理事長・常務理事会議の開催 (随時) (オ) 理事保険者課長会議の開催 (随時) (カ) 国保中央会の諸会議への出席 (随時) (キ) 国保近畿地方協議会の諸会議への出席 (随時) (ク) 外部監査 (6月)
イ 職員研修に関すること	(ア) 全体研修の実施 (8月・3月) (イ) 各課による実務研修の実施 (随時) (ウ) 関係団体主催による研修への参加 (随時) <ul style="list-style-type: none"> a 国保中央会主催 (国保連合会中堅職員研修 等) b 国保近畿地方協議会主催 (総務関係職員研修会) c 市町村研修協議会主催 (一般職員研修) d その他関係団体主催 (公正採用選考人権啓発推進員研修 等)
ウ 育成指導に関すること	(ア) 国保連支部共同事業支援 (6月) (イ) 連合会表彰 (10月)
エ 協議会に関すること	(ア) 国保運営協議会会長会議並びに運営委員会の開催 (10月) (イ) 国保事業充実強化推進協議会幹事会の開催 2回 (7月・10月) (ウ) 国保事業充実強化推進協議会運営委員会の開催 (10月) (エ) 県下都市国保主管課長会議の開催 (4月) (オ) 近畿都市国民健康保険者協議会総会への出席 (5月)

事業項目	事業内容
オ 広報宣伝に関すること	(ア) 機関誌「国保わかやま」の発行（7月・9月・1月・3月） (イ) 「国保連合会ガイドブック」の発行（6月） (ウ) 連合会ホームページへの各種制度及び本会事業に関する情報の掲載（随時） (エ) 健康づくり等啓発用冊子「国保のしおり」の作成（2月） (オ) 国保新聞の配布 (カ) 保険料（税）収納率向上に対する支援 a テレビ・ラジオスポット放送（12月） b 啓発用ティッシュの作成（12月） (キ) 特定健診受診率向上に対する支援 a テレビ・ラジオスポット放送（5月） b 啓発用ティッシュの作成（12月）
カ 調査・研究に関すること	(ア) 国保事務検討委員会及び部会の開催 a 国保事務検討委員会 2回（5月・9月） b 国保連合会システム部会の開催（随時） c 審査支払業務部会の開催（随時） d 保健事業部会の開催（随時） (イ) 和歌山県国保運営方針連携会議、作業部会への参加（随時） (ウ) 「和歌山県の国保の状況」の作成（2月） (エ) 職員研修（国保中央会主催：国保保険料（税）等に係る基礎力向上研修）
キ 事業振興に関すること	(ア) 国保制度改善強化全国大会への参加（11月） (イ) 関係機関及び関係者への陳情（11月）
ク 保健事業に関すること	(ア) 国保データベース（KDB）システムを活用した保健事業の支援 a 実機を用いたKDBシステム操作研修会の開催（5月） b システムを活用した医療費等データ分析に係る支援

事業項目	事業内容
(ク 保健事業に関すること)	<p>(イ) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保健事業支援・評価委員会の開催 (8回) b 研修会の開催 (10月) <p>(ウ) 糖尿病性腎症重症化予防セミナーの開催 2回 (5月・11月)</p> <p>(エ) 高齢者の保健事業セミナーの開催 (6月)</p> <p>(オ) 市町村における健康まつり等各種イベントへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 視聴覚教育用器材等の貸出し b 健康づくりパンフレットの配布 <p>(カ) 在宅保健師の会による健康づくり活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特定健診未受診者対策等支援事業 b 健康相談、健康劇等による地域保健活動支援 (随時) c 研修会の開催 2回 (7月・12月) d 会報「てまり」の発行 (3月) e 在宅保健師による保健事業支援拡充に係る調査研究 <p>(キ) 保険者協議会との連携</p> <p>(ク) 国保診療施設連絡協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> a 国保医学会総会・学術集会並びに国保直診在宅医療研究会の開催 (6月) b 国保・介護主管課長並びに国保診療施設関係者合同研修会の開催 (11月) c 全国国保地域医療学会への参加 (9月) d 全国国保診療施設協議会地域医療現地研究会への参加 (5月) e 地域包括医療・ケア研修会への参加 (9月) f 都道府県協議会会長・協議会設置都道府県国保連合会事務局長合同会議への出席 (2月) g 近畿地方国保診療施設協議会総会への出席 (9月) h 国保直診医師の確保 (随時)

事業項目	事業内容
(ク 保健事業に関すること)	(ケ) 市町村保健師協議会の活動に対する支援 a 市町村保健師研修会の開催 (9月) b 市町村保健師研究発表会の開催 (1月) c 近畿地区市町村保健師研修会の開催 (和歌山県開催 12月) (コ) 職員研修 (国保中央会主催：国保データベース (KDB) システム操作等にかかる研修会 等) (国保近畿地方協議会主催：事業関係職員研修会)
ケ その他	(ア) 県国民健康保険課及び関係団体との連絡調整 (イ) その他、本会の目的達成のための必要な事項

(2) 国保診療報酬等に関する事業

①国保診療報酬等審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	<p>(ア) 審査委員会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 審査委員会・運営委員会・審査専門部会の開催（毎月） b 常務処理審査委員による指導助言 c 特別審査委員会への審査委託（毎月） d 社保・国保審査委員合同協議会等への出席 e 再審査部会の開催（毎月） f 柔道整復施術療養費審査委員会の開催（毎月） <p>(イ) 審査の充実・高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> a 高点数診療報酬明細書の事務共助体制の充実 b 審査支援システム及びD P C点検システムによる効果的な審査 c 診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合・縦覧・横覧審査の強化 d 審査委員会との連携強化 e 国保中央会並びに国保近畿地方協議会等各種会議への出席 f 審査委員による専門研修等の実施 g 審査支払機関改革への対応（審査基準統一・コンピュータチェックルールの公開等） <p>(ウ) 審査支払統計の作成（10月）</p> <p>(エ) 職員研修（国保中央会主催：国保連合会審査担当初任者研修 等）</p>
イ 支払業務に関すること	<p>(ア) 診療報酬等の保険医療機関等への支払</p> <p>(イ) 債権譲渡等に係る支払</p> <p>(ウ) 関係金融機関との連絡調整</p> <p>(エ) 診療報酬支払業務運営委員会の開催（10月）</p>

事業項目	事業内容
ウ 諸会議への出席に関すること	国保中央会並びに国保近畿地方協議会等主催の会議への出席
エ 制度改正に関すること	制度改正に当たり、次の業務を行う。 (ア) 運用テスト (イ) 保険者との調整

②共同処理業務

事業項目	事業内容
ア 保険者事務共同処理に関する こと	<p>(ア) 一般業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 共同処理基本業務 <ul style="list-style-type: none"> (a) 被保険者世帯情報及び個人情報の登録 (b) 診療報酬明細書等の共同処理に係る資格確認及び給付内容の点検 (c) 被保険者の給付記録 (d) 高額療養費算定に係る各種帳表の作成 (e) 高額医療・高額介護合算療養費に係る情報提供と各種帳表の作成（随時） (f) 各種統計資料の作成 (g) 事業状況報告書の集計処理 b 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の画像化及び原本管理業務 <p>(イ) 特別業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 医療費通知書の作成 b 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成（6月・12月） c 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の保険者レセプト点検 （介護給付適正化システムから提供される情報を活用した点検を含む） d 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の資格確認による返戻処理 e その他保険者が必要とする資料等の作成

事業項目	事業内容
(ア 保険者事務共同処理に関すること)	(ウ) 国保情報集約システムで行う業務 a 被保険者資格情報の集約及び管理 b 高額療養費の多数回該当の判定 c 市町村間における情報連携
イ 重度心身障害児（者）医療費に関すること	診療報酬明細書等に係る重度心身障害児（者）医療受給者の資格確認
ウ 研修会等に関すること	(ア) 保険者事務共同処理事業研修会の開催（6月） (イ) 保険者レセプト点検担当者研修会の開催（7月）
エ 療養費適正化の支援に関すること	(ア) 柔整算定状況一覧（往療料・3部位・頻回施術）の作成業務 (イ) 療養費支給申請書の画像化処理（非原本）及びデータ管理業務 ※柔整、あん摩・マッサージ、はり・きゅう (ウ) 柔整療養費に係る往療距離の確認
オ 諸会議への出席に関すること	国保中央会並びに国保近畿地方協議会主催の会議への出席
カ 保険者ネットワーク機器更改に関すること	機器更改に当たり、次の業務を行う。 (ア) ネットワーク機器の更改及び疎通確認 (イ) 更改に係る保険者との調整

③保険者間調整に関する業務

事業項目	事業内容
保険者間調整業務に関すること	被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間における精算業務

④出産育児一時金に関する業務

事業項目	事業内容
出産育児一時金等支払業務に関する事	(ア) 出産育児一時金等の計算事務及び保険医療機関等への支払 (イ) 関係金融機関との連絡調整

⑤抗体検査等費用に関する業務

事業項目	事業内容
ア 風しん抗体検査等費用支払業務に関する事	(ア) 風しん抗体検査等費用の計算事務及び保険医療機関等への支払 (イ) 関係金融機関との連絡調整
イ 新型コロナウイルスワクチン接種費用支払業務に関する事	(ア) 新型コロナウイルスワクチン接種費用の計算事務及び保険医療機関等への支払 (イ) 関係金融機関との連絡調整

⑥オンライン資格確認等に関する業務

事業項目	事業内容
オンライン資格確認等に関する事	(ア) 特定健診情報の連携 (イ) オンライン資格確認のためのレセプト情報の連携 (ウ) 薬剤情報の連携 (エ) 医療費情報の連携 (オ) 資格喪失後受診に係る加入勧奨情報を市町村へ連携

⑦特定技能外国人に係る情報提供に関する業務

事業項目	事業内容
特定技能外国人に係る情報提供に関する事	出入国在留管理庁から市町村へ提供される特定技能外国人に係る情報の連携

(3) 後期高齢者医療診療報酬に関する事業

①後期高齢者医療診療報酬審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	(国保診療報酬等審査支払業務に記載のとおり)
イ 支払業務に関すること	(国保診療報酬等審査支払業務に記載のとおり)
ウ 諸会議への出席に関すること	国保中央会並びに国保近畿地方協議会主催の会議への出席
エ 制度改正に関すること	(国保診療報酬等審査支払業務に記載のとおり)

②代行業務

事業項目	事業内容
ア 後期高齢者医療広域連合から受託する代行業務に関すること	<p>(ア) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の保険者レセプト点検業務 (介護給付適正化システムから提供される情報を活用した点検及び再審査提出事務を含む)</p> <p>(イ) 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の画像化処理(原本)及びデータ管理業務</p> <p>(ウ) 医療費通知書の作成及び発送業務(5月・9月・1月)</p> <p>(エ) 資格・給付確認等その他業務</p> <p> a 診療報酬明細書等の資格確認及び返戻処理</p> <p> b 診療報酬明細書等の給付確認及び返戻処理</p> <p> c 療養費(一般診療、海外療養費、補装具、移送、生血)のデータ作成</p> <p> d 後期高齢者医療給付支給決定通知書の作成及び発送</p> <p>(オ) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知の作成及び発送業務(8月・11月)</p> <p>(カ) 柔道整復施術療養費支給申請書の受付時画像データの作成業務</p> <p>(キ) 療養費支給申請書の支払業務(あん摩・マッサージ、はり・きゅう)</p>

事業項目	事業内容
(ア 後期高齢者医療広域連合から受託する代行業務に関すること)	(ク) 柔整療養費に係る往療距離の確認 (ケ) 柔整算定状況一覧（往療料・3部位・頻回施術）の作成業務 (コ) 柔道整復施術療養費支給申請書の画像化处理（非原本）及びデータ管理業務
イ 諸会議への出席に関すること	厚生労働省主催の会議への出席
ウ 保険者ネットワーク機器更改に関すること	（国保共同処理業務に記載のとおり）

③オンライン資格確認等に関する業務

事業項目	事業内容
オンライン資格確認等に関すること	(ア) 健診情報の連携 (イ) オンライン資格確認のためのレセプト情報の連携 (ウ) 薬剤情報の連携 (エ) 医療費情報の連携

(4) 特定健康診査等事業

事業項目	事業内容
ア 支払業務に関すること	(ア) 特定健診・保健指導及び健康診査費用の健診機関への支払 (イ) 関係金融機関との連絡調整
イ データ管理及び処理業務に関すること	特定健診等データ管理及び法定報告等処理業務
ウ 受診券等作成業務に関すること	特定健診受診券、特定保健指導利用券の作成業務
エ 研修会等に関すること	特定健診等データ管理システム新任担当者研修会の開催 (5月)
オ 諸会議への出席に関すること	国保中央会主催の会議への出席

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

事業項目	事業内容
ア 第三者行為損害賠償求償事務に関すること	(ア) 求償事務の相談及び助言 (イ) 自賠責保険、自動車保険及び自動車共済に対する求償事務 (ウ) 個人賠償責任保険等に対する求償事務 (エ) 加害者直接求償に係る事務 (オ) 第三者行為の対象となる診療報酬明細書(写)及び調剤報酬明細書(写)の抽出 (カ) 抽出した対象明細書等における第三者行為による負傷点数の抽出し及び決定 (キ) 第三者行為(交通事故)の疑いがある診療報酬明細書(医科・歯科)の抽出及び被保険者等あて負傷原因調査票の作成・送付

事業項目	事業内容
(ア 第三者行為損害賠償求償事務に関すること)	<p>(ク) 後期高齢者医療に係る損害賠償求償事務（広域連合から受託する代行業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 求償事務の相談及び助言 b 自賠責保険、自動車保険及び自動車共済に対する求償事務 c 個人賠償責任保険等加入者（加害者）に対する求償事務 d 加害者直接求償に係る事務 e 第三者行為の対象となる診療報酬明細書（写）及び調剤報酬明細書（写）の抽出並びに広域連合標準システムへの登録処理 f 抽出した診療報酬明細書等における第三者行為による負傷点数の抜出し及び決定 g 第三者行為（交通事故）の疑いがある診療報酬明細書の抽出及び被保険者等あての給付制限照会書の作成・送付 <p>(ケ) 第三者行為傷病届に係る取り決めの更新</p>
イ 研修会・広報に関すること	<p>(ア) 保険者個別研修の実施</p> <p>(イ) 保険者研修会の開催（10月）</p> <p>(ウ) 求償事務の手引き・参考資料の作成（随時）</p> <p>(エ) 第三者行為による事故の届出促進等に関する支援</p> <p>(オ) 交通安全協会が発行する機関紙への掲載 4回</p>

(6) 介護保険事業

①介護給付費等審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	(ア) 介護給付費等審査委員会の開催 (毎月) (イ) 会議の開催 a 介護保険市町村担当者説明会の開催 (7月) b 介護保険等事務検討委員会の開催 (随時) c 介護保険・障害者総合支援システム部会の開催 (随時) (ウ) 統計資料の作成
イ 支払業務に関すること	(ア) 介護 (介護予防) 給付費等の介護サービス事業所等への支払 (イ) 債権譲渡等に係る支払 (ウ) 関係金融機関との連絡調整
ウ 諸会議への出席に関すること	国保中央会並びに国保近畿地方協議会主催の会議への出席
エ 保険者ネットワーク機器更改に関すること	機器更改に当たり、次の業務を行う。 (ア) ネットワーク機器の更改及び疎通確認 (イ) 更改に係る保険者等との調整

②共同処理業務

事業項目	事業内容
ア 介護保険者事務電算共同処理に関すること	(ア) 要介護認定更新支援処理 (イ) 償還払給付額管理処理 (ウ) 介護給付費通知作成処理 (エ) 高額介護サービス費支給処理 (オ) 各種支払支援処理

事業項目	事業内容			
(ア) 介護保険者事務電算共同処理に関すること)	(カ) 主治医意見書料支払処理 (キ) 事業状況報告作成処理 (ク) 介護給付費縦覧点検処理 (ケ) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給処理 (コ) その他保険者が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理（第三者行為求償突合リストの作成）			
イ 介護給付適正化対策に関すること	(ア) 医療情報と介護給付費明細書の突合点検 (イ) 介護給付適正化システムによる情報提供 (ウ) 介護給付適正化システム活用研修会の開催 (エ) 職員研修 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> 国保中央会主催：国保連合会介護給付費適正化担当者研修会 その他関係団体主催：介護給付適正化に係る近畿ブロック研修会 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>	{	国保中央会主催：国保連合会介護給付費適正化担当者研修会 その他関係団体主催：介護給付適正化に係る近畿ブロック研修会	}
{	国保中央会主催：国保連合会介護給付費適正化担当者研修会 その他関係団体主催：介護給付適正化に係る近畿ブロック研修会	}		

③苦情処理業務

事業項目	事業内容
介護サービスの苦情処理に関すること	(ア) 苦情・相談の受付 (イ) 介護サービス苦情処理委員会の開催（随時） (ウ) 必要案件についての調査 (エ) 介護サービス改善に関する指導及び助言 (オ) 申立人への調査及び処理結果の通知 (カ) 事業者に係る通報情報の受付・報告業務 (キ) 「介護サービスに係る苦情・相談事例集」の作成（10月）

④特別徴収等経由機関業務

事業項目	事業内容
ア 保険料の年金からの特別徴収等経由機関業務に関する事	介護、国保及び後期高齢者医療に係る保険料（税）の特別徴収等に関する情報の授受
イ 要介護認定等情報経由機関業務に関する事	要介護認定等を行った者に係る要介護認定等情報の授受

(7) 障害者総合支援事業

①障害介護給付費等審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関する事	(ア) 一次審査結果資料の作成・提供（毎月） (イ) 会議の開催 a 障害者総合支援市町村等担当者説明会の開催（随時） b 介護保険・障害者総合支援システム部会の開催（随時） (ウ) 職員研修（国保中央会主催：障害者総合支援等審査支払事務初任者研修）
イ 支払業務に関する事	(ア) 障害介護給付費等の障害福祉サービス事業所等への支払 (イ) 関係金融機関との連絡調整
ウ 諸会議への出席に関する事	国保中央会並びに国保近畿地方協議会主催の会議への出席
エ 保険者ネットワーク機器更改に関する事	機器更改に当たり、次の業務を行う。 (ア) ネットワーク機器の更改及び疎通確認 (イ) 更改に係る市町村等との調整

②共同処理業務

事業項目	事業内容
障害者総合支援市町村等事務共同処理に関すること	(ア) 高額障害福祉サービス費支給処理（施行令第四十三条の五第六項） (イ) 地域生活支援事業審査支払処理 (ウ) 特例介護給付費及び特例訓練等給付費審査支払処理 (エ) 特例計画相談支援給付費審査支払処理 (オ) 特例障害児通所給付費審査支払処理 (カ) 特例障害児相談支援給付費審査支払処理 (キ) 統計資料作成処理